

第 1 趣旨

東京農業を次代に確実に継承していくためには、農業の基盤である農地の確保と維持が大きな課題となっている。

国は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の集積・集約化や担い手への農地利用の円滑化を図ることにより、持続的な農業経営基盤の確立を推進している。しかしながら、都においては、小規模かつ点在する農地が多く、個々の農業者の努力だけでは農地の維持・継承が困難な状況にある。

東京の農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として指定した地域であるが、インフラの整備状況や立地条件が市街地から離れているなどという理由により、一部地域では遊休農地化が進み、土地が有効活用されていない状況にある。東京農業振興プラン（改正令和 5 年 3 月）においても、「農業振興地域を含めた都内全体の農地の維持・利活用」は今後進めていくべき最重要課題と位置付け、貸借等による農地の利活用により、担い手の効率的な営農支援を進めていく必要があるとしている。

こうした社会的背景をもとに、農業振興地域等において、都内での農業参入を希望する法人及び個人から法人化を図る経営体を支援することで、農業振興地域等の活用を図り、法人による農地を一体的・継続的に管理・利用する体制を構築し、農地の減少を防止し、更なる発展を促進する。

第 2 事業の目的

東京農業法人育成支援事業は、都内農業振興地域等で新たに農地を借りて又は所有することにより、都内への農業参入及び規模拡大を図る法人を対象に、農業経営を展開するための施設整備を支援し、法人による大規模経営を促進することにより、東京の農地の減少を食い止め、維持発展を図ることを目的とする。

第 3 事業の内容

都内農業振興地域等で新たに農地を借りて又は所有して農業経営を行う法人が、大規模な農業経営を展開するための施設整備等に必要となる経費を補助する。

第 4 事業実施地域

本事業の実施地域は、原則として以下の 1 又は 2 とする。

- 1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域
- 2 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に基づく地域計画の区域

第 5 事業実施期間

本事業の実施期間は、参入法人等の事業計画を審査の上、事業計画達成のために必要となる事業期間が複数年にわたることができることとする。

第6 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項）、農業経営基盤強化促進基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条に定める構想をいう。）等の農業振興等に関する市町村の総合的な計画に則するとともに、農地の確保・集積、農業法人の育成及び経営力強化、事業継承等に関する各種施策との連携に努めるものとする。

第7 推進支援体制

1 都の推進指導體制

都は、本事業を関連施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するために、別に定めるところにより、関係機関による「東京農業法人育成支援事業推進協議会」を設置し、市町村、事業実施主体等に対する推進指導體制を整備するものとする。また、事業の事前の内容精査と事後の評価を行い、適切に事業が執行できるように努めるものとする。

2 市町村の推進指導體制（地域支援チーム）

市町村は、行政機関や農業団体等による推進指導體制を整備し、本事業の円滑な推進を図るための推進指導に当たるものとする。

第8 助成措置等

都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、市町村を補助事業者として補助金を交付するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。